

鳥取県産業未来共創条例施行要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）に基づき先端的デジタル活用企業立地促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）常時雇用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
- （2）高年齢常時雇用労働者 雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
- （3）リモートワーカー等 情報通信技術を活用して在宅勤務、サテライトオフィス勤務、モバイル勤務等を行う労働者のうち、労働基準関係法令が適切に適用されている者。ただし、当該業務に関し、県内の事業所等に在籍する者に限る。
- （4）兼業・副業者等 事業主を異にする複数の事業所等で労働する者及び1週間の所定労働時間が20時間に満たない労働者で、複数の事業に従事する意向のある者のうち、労働基準関係法令が適切に適用されている者。ただし、当該事業者に係る業務に関し、県内の事業所等に在籍する者又は受委託等の関係にある者に限る。

（事業者となる組合等）

第3条 条例第2条第1号中「知事が別に定める組合その他の団体」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号までに定める組合及びその連合会並びにこれらに準ずるものとして知事が特に認めるものをいう。

（除外する事業者）

第4条 条例第2条第1号の事業者には、次の各号のいずれかに該当する者は含めないものとする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において規制する業務を営む者
- （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （4）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密

接な関係を有する者

(認定要件)

第5条 条例別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項支援対象事業欄中「県内において行う先進的なデジタル技術を活用するソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める要件（以下「認定要件」という。）とは、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 県内において行う先進的なデジタル技術を活用するソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして次条に定める事業であること。
- (2) 雇用等について第13条に定める要件を満たすこと。

(補助対象となる事業)

第6条 条例第2条第2号中「工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業又は研究開発のために資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業」及び前条第1号「県内において行う先進的なデジタル技術を活用するソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与ものとして定める事業」（以下「補助事業」という。）とは、次の各号に掲げる事業に該当するものとする。

- (1) ソフトウェア業、デザイン・機械設計業、インターネット附随サービス業に属する事業
- (2) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、次に掲げるもの
 - ア まんがに関するコンテンツ まんが企画制作事業、イラスト企画制作事業等
 - イ アニメーションに関するコンテンツ アニメーション企画制作事業等
 - ウ ア、イに関連するコンテンツ 映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等
 - エ 人材育成 コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等
- (3) 一般事務 総務事務、企画・調査事務、受付・案内事務、秘書事務、一般事務等
- (4) 会計事務 現金出納事務、予算・経理事務、その他の会計事務等
- (5) 事務用機器操作事務 事務用機器操作事務等

(補助対象経費)

第7条 条例第2条第4号中「知事が別に定める費用の額の合計額」とは、条例別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項補助金の額欄各号の合計額（以下「補助対象経費」という。）をいう。

- 2 条例別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項補助金の額欄第1号中「事業所及び設備（新たに認定対象事業によって営むこととなった事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用」には、契約期間が5年未満であるものを含む。

(補助対象経費に算入される費用)

第8条 条例別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項補助金の額欄第1号中「その他の知事が別に定める費用の額」とは、補助事業の実施に必要となるサーバー（共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等）の利用等に要する費用の額及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用等に要する費用の額の合計額とする。

2 前項に規定する費用の額は、原則として契約期間が5年以上であるもの（自動更新等により実質的に5年以上の契約期間となるもの及び契約期間の定めはないが実質的に5年以上の契約期間となるものを含む。）に限る。

(関連会社)

第9条 条例第2条第7号中「関連会社」とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本事業を実施する法人（以下「事業実施法人」という。）の総社員の議決権の過半数を有する法人
- (2) 総株主又は総社員の議決権の過半数を有する法人を同一とする、事業実施法人以外の法人
- (3) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に定める関係会社のうち、事業実施法人の総株主の議決権の過半数を有する法人及び前2号の法人を除いた法人

(賃借料から控除する額等)

第10条 条例第2条第7号中「当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

- (1) 類似の補助金等（その財源の一部に県費を含む場合に限る。）の交付対象経費のうち県費助成分相当額
- (2) 他の県費による補助金等との均衡上、特に必要と認める経費の額

2 補助金等の財源に県費を含まない場合の当該補助金等の交付対象経費の額については、賃借料から控除しない。

(人材確保費用等)

第11条 条例第2条第9号中「人材確保に要する費用のうち、知事が別に定めるもの」とは、事業者が常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者を新たに雇い入れ、又は県外に所在する事業所から県内に所在する事業所への従業員の移転に係る経費及び育成、定着等に係る経費（以下「人材確保費用等」という。）で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 求人広告費
- (2) 転職、その他の就職支援のための催事への参加に要する経費（人件費及び旅費を除く。）
- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料
- (4) 従業員及びその家族の移転に係る費用であって社内規程等に基づき事業者が負担するもの
- (5) 新たに雇い入れた又は移転した従業員の育成、定着等に係る経費
- (6) その他知事が特に認めるもの

- 2 前項に規定する費用の対象とする人数は、補助事業の実施前より増加した常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の交付対象期間の期末における人数（前年までの本補助金の交付対象となった人数を控除するものとする。）を上限とする。
- 3 前2項の常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者は、前項に規定する交付対象期間の期末において県内に在住する者とする。
- 4 条例別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項補助金の額欄第2号中「認定を受けた日」には、認定から事業開始日までの期間を含めるものとする。

（補助事業の認定）

- 第12条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、補助事業について、規則第3条に規定する申請（以下「認定申請」という。）を行い、事業開始予定日（第5条の認定要件を満たす予定の日）までに、条例第4条第1項に規定する知事の認定（以下「事業認定」という。）を受けなければならない。
- 2 規則第3条に規定する「知事が別に定める日」は、認定申請者ごとに、知事が個別に定めるものとする。
 - 3 規則第3条第1号に規定する「対象事業に係る事業計画書」及び同条第2号に規定する「対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類」とは、様式第1号によるものとする。
 - 4 規則第3号「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。
 - （1）定款及び登記簿謄本
 - （2）決算書（直近2期分）
 - （3）事業所の概要を明らかにした書類及び図面
 - （4）賃借料等一覧表（内訳）
 - （5）事業実施前の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し及び公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳（既に県内に事業所を有する場合）
 - （6）就業規則
 - （7）リモートワーカー等及び兼業・副業者等（以下「リモート労働者等」という。）を第13条第1項に規定する雇用等の要件に含める場合は、リモート労働者等に係る労働条件、勤務形態等のほか、第13条第2項を満たすことが確認できる書類
 - （8）人材確保費用等の根拠が明記された社内規程等
 - （9）人材確保費用等一覧表（内訳）
 - 5 知事は、事業認定をしたときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。
 - 6 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 7 二以上の事業者が共同して補助事業を実施する場合は、認定申請を共同して行わなければならない。

（雇用等の要件）

- 第13条 第5条第2号の「雇用等について定める要件を満たすこと」とは、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加することをいう。

2 前項に規定する人数のうち、2人まではリモート労働者等を含めることができる。ただし、次の各号を全て満たす場合に限る。

- (1) リモート労働者等が行う業務の総量が常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者1人当たりと同等と認められること。
- (2) リモート労働者等が県外在住者の場合、1年につき業務内外を問わず概ね20日以上県内に滞在すること。
- (3) リモート労働者等が県外在住者の場合、1人以上を地方税法（昭和25年法律第226号）第57条及び第72条の48の規定による申告において、県内に所在する事業所の地方税法施行規則第3条の5及び第6条の2の2に規定する従業者として計上すること。

（県内企業との受発注計画及び実績）

第14条 事業認定及び条例第3条第1項に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施に当たり鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、県内事業者及び同条例第9条第2項に規定する、県内事務所等を有して事業活動を行うことにより、当該県内事務所等の存する地域の経済の振興又は雇用の確保に当たって貢献を特に行っていると認める県内事業者以外の事業者（以下「県内企業」という。）との受注及び発注（以下「受発注」という。）に努めるとともに、様式第1号の8又は様式第7号の8により、県内企業との受発注に関する計画及び実績表を作成しなければならない。

（事業認定の辞退）

第15条 条例第4条第3項に規定する認定事業実施者（以下「認定事業実施者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 事業認定を受けた日から5年以内に、条例第4条第1項に定める要件（以下「補助事業の要件」という。）を満たす見込みがなくなったとき。
- (3) 本補助金の交付開始後、補助対象期間中継続して補助事業の要件を満たす見込みがなくなったとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業実施者に通知するものとする。

（事業認定の変更）

第16条 認定事業実施者は、補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは知事に申請し、あらかじめ知事の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。ただし、第4項で定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助事業の実施場所及び事業内容の変更
- (2) 1年に交付する本補助金交付予定額の2割以上の増減を伴う補助対象経費の変更
- (3) 前2号に掲げる変更のほか、補助事業の円滑な実施についての重要な変更

2 前項の申請は、様式第4号により行うものとする。

- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。
- 4 第1項に規定する軽微な変更は次のとおりとする。
 - (1) 認定事業実施者の名称の変更又は所在地の変更（第1項第1号に該当する場合を除く）
 - (2) 補助事業の実施場所となる地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 5 前項に規定する軽微な変更をしたときは、知事に届け出なければならない。
- 6 第2項の規定は、前項の軽微な変更に係る届出について準用する。

(補助事業の開始の届出)

第17条 認定事業実施者は、補助事業を開始した日（第5条の認定要件を満たした日（以下「認定対象事業開始日」という。）のことをいう。）について、様式第6号により、速やかに知事に届け出なければならない。

(交付申請)

- 第18条 条例第3条第1項に規定する本補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、認定対象事業開始日から1年を経過した後、速やかに当該1年間の補助対象経費の実績を申請するものとし、2年目以降も同様とする。ただし、第5条の認定要件を満たさない期間のある1年については、申請することができない。
- 2 交付申請を行うことのできる期間は、前項に規定する補助金の交付申請が可能となった日から起算して1年以内とする。
 - 3 交付規則第5条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第7号によるものとする。
 - 4 交付規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 決算書（直近2期分、ただし、2年目以降の申請においては、直近1期分のみで可）
 - (2) 事業所の概要を明らかにした書類及び図面
 - (3) 賃借料等一覧表（内訳）
 - (4) 第12条第5項及び第16条第3項の規定による通知の写し
 - (5) 交付申請時点における労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し、公共職業安定所が発行する事業所別被保険者台帳その他新增設事業により増加した認定要件の対象となる常時雇用労働者数及び高年齢常時雇用労働者数が確認できるもの
 - (6) 対象事業により増加した認定要件の対象となる常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の労働条件通知書のほか労働条件が確認できるもの
 - (7) 就業規則
 - (8) リモート労働者等を第13条第1項に規定する雇用等の要件に含める場合は、リモート労働者等に係る労働条件、勤務形態等のほか、第13条第2項を満たすことが確認できる書類
 - (9) 人材確保費用等の根拠が明記された社内規程等
 - (10) 人材確保費用等一覧表（内訳）
 - (11) 契約書及び領収書等の補助対象経費の支出を証する書類の写し
 - 5 本補助金の交付申請については、第12条第7項の規定を準用する。

(交付決定)

第19条 本補助金の交付決定は、交付規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から原則として30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付額に1円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

3 本補助金の交付決定通知は、様式第8号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第20条 交付規則第17条第1項の規定による報告は、交付規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(事業継続努力義務期間内の休止等)

第21条 本補助金の交付を受けた者は、条例第5条第1項第2号に定める期間（以下「事業継続努力義務期間」という。）内に当該認定に係る事業を休止又は廃止しようとするとき並びに縮小、外注化、転換等による解雇、一時帰休又は希望退職等の雇用調整が生ずる業種又は業態の著しい変更を行おうとする場合（以下「休廃止等」という。）は、速やかに、その旨を様式第9号により知事に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項第2号中「県と協議」とは、前項に規定する届出により、事業の方向性及びその他雇用者並びに取引先への対応等必要な事項について、知事とあらかじめ行う協議のことをいう。

(県内の雇用及び産業への影響)

第22条 条例第5条第1項第2号に規定する「事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合」とは、当該事業の休廃止等により、事業者が雇用する者の数が概ね100名以上減少し、かつ、県産業における生産量、売上額又は出荷額等が著しく減少することが見込まれる場合をいう。

(事業継続努力義務期間内の事業状況報告)

第23条 条例第7条第2項の規定による報告は、毎年、10月1日時点の補助事業に係る状況を10月31日までに様式第10号により知事に行うものとする。

2 補助事業の認定及び本補助金の交付に関し、補助事業が条例に規定する産業未来共創事業に係る対象事業と一体的に行われる場合は、前項の報告は、これらの事業を一事業として報告することができる。

(産業未来共創事業との関係)

第24条 補助事業の認定及び本補助金の交付に関し、補助事業が条例に規定する産業未来共創事業に係る対象事業と一体的に行われる場合の認定又は交付の要件となる常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者については、当該産業未来共創事業に係る増加する常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者と重複できるものとする。

2 前項の場合における本補助金の額の算定においては、当該産業未来共創事業に係る補助対象経費は、本補助金の補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付停止等)

第25条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第19条に規定する本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。

2 前項の実施手続き、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、認定事業実施者との協議により決定するものとする。

(補助金の返還)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合（条例第5条第1項に掲げる補助金不交付の要件に該当する場合を除く。）には、交付規則第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、交付規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(1) 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、条例、規則、交付規則及び本要綱の規定に従わないとき。

(2) 事業継続努力義務期間内に事業を休廃止等する場合に、正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠ったとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、別途通知する期間内に返還に応じない場合は、補助事業者名の公表を行うことがある。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第27条 補助事業の認定及び本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第28条 交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

(鳥取県産業成長応援条例施行要綱（次世代ソフトウェア産業等創出事業）の廃止)

2 鳥取県産業成長応援条例施行要綱（次世代ソフトウェア産業等創出事業）（令和元年7月4日付第201900116512号商工労働部長通知）は、廃止する。

(鳥取県産業成長応援条例施行要綱（次世代ソフトウェア産業等創出事業）の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例施行要綱（次世代ソフトウェア産業等創

出事業) (以下「旧要綱」という。) 第11条の事業認定を受けた補助事業については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。ただし、旧要綱第23条については、本要綱第23条の規定を適用する。

- 4 旧要綱附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱(次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金)(平成30年3月30日付第201700331009号商工労働部長通知)第3条の事業認定を受けた補助事業については、旧要綱附則第3項の規定は、なおその効力を有する。ただし、旧要綱第23条については、本要綱第23条の規定を適用する。